

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第五条 法第百五十六条の三第二項第八号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。以下この号において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面</p> <p>四（略）</p> <p>五 取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面</p> <p>六〇九（略）</p> | <p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第五条 法第百五十六条の三第二項第八号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。以下この号において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面</p> <p>四（略）</p> <p>五 取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面</p> <p>六〇九（略）</p> |